



News Release

2019年2月25日

株式会社九州フィナンシャルグループ
株式会社肥後銀行
株式会社鹿児島銀行

信託業務の兼営認可取得について

当社の子会社である肥後銀行と鹿児島銀行は、信託業務の兼営認可につき、下記の通り取得しましたのでお知らせします。

今後は、金融商品仲介に加え、銀行本体で信託業務を取り扱うことにより、ワンストップで銀行・証券・信託の金融サービスを提供し、お客様の利便性向上に努めるとともに、グループ内の知見の集積等を通じて、「銀行・証券・信託」連携によるサービスレベルの向上を目指してまいります。

記

1. 趣旨

両行では、これまでも信託代理店業務を通じて、遺言信託業務や遺産整理業務などの相続関連サービスを提供してまいりましたが、今後、更に見込まれるお客様の相続関連ニーズの高まりにお応えするため、自行商品として相続・資産承継関連の信託業務の取り扱いを開始するものです。

2. 取得内容

(1) 肥後銀行（認可取得日：2019年2月22日）

「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」第3条に基づき、「信託業務の兼営認可（変更）」を取得

(2) 鹿児島銀行（認可取得日：2019年2月25日）

同法第1条に基づき、「信託業務の兼営認可」を取得（新規）

3. 取扱業務

取扱業務	内容
遺言代用信託	お客様から信託されたご資金を、相続発生時に簡便なお手続きで、あらかじめ指定されたお受取人様に、指定された方法でお支払する金銭信託の商品。
暦年贈与型信託	お客様から信託されたご資金を、指定された条件に基づいて、毎年ご家族へ贈与することができる金銭信託の商品。
遺言信託	遺言書（公正証書遺言）作成のサポート、保管、遺言の執行まで一貫して銀行が行う商品。
遺産整理業務	相続発生時に、お客様（相続人）に代わって、預貯金や不動産の名義変更などの煩雑な手続きを銀行が代行させていただく業務。

4. 取扱店舗

肥後銀行・鹿児島銀行の全営業店 ※鹿児島銀行の代理店・ネット支店を除く

5. 取扱開始時期

2019年4月 ※具体的な取扱開始日が決定次第お知らせいたします。

以上

【本件に関するお問合せ先】

九州フィナンシャルグループ グループ戦略部 吉田、小橋口
TEL：096-326-5607